

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第2回庁内検討会

1. 日時・場所

平成29年7月27日（木）15:30～17:00

都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

2. 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3. 議題

(1) 概成道路等の考え方

(2) その他

4. 配布資料

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定に向けた考え方  
(第2回検討会資料)

5. 議事録（質疑）

建設局道路建設部事業化調整専門課長

・ 拡幅整備の有効性の精査にあたり、道路構造条例等による評価である視点1と周辺まちづくり計画等との整合性の評価である視点2が、それぞれ実際の検討作業の中でどのように考慮されていくのか、分かりやすく整理する必要がある。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

・ それぞれの視点によって並列的に評価していきたいと考えており、検討作業の流れ等については整理していきたい。

建設局道路建設部計画課長

・ 現在、社会資本整備審議会道路分科会にて、道路構造令における自転車通行空間の規定の見直しが議論されているため、動向を注視していく必要がある。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

・ 今後の道路構造令の改訂の動向を注視し柔軟に対応していく。

政策企画局調整部技術政策担当課長

- ・地域的な道路における既存道路による代替可能性の観点について、千葉市の事例が示されているが、都市計画の手続きはどのようになされたのか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・この事例では、代替路には新たな都市計画をかけずに、未整備路線の都市計画の廃止のみを行っている。

建設局公園緑地部計画課長

- ・拡幅整備の有効性の精査にあたり、植樹帯の幅員は、道路構造条例等において1.5mを標準とすると規定されているが、「道路構造令の解説と運用」において、この規定はおおむね1m以上2m以下を意味することを踏まえ、地域の実情と併せて検討していく必要がある。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・道路構造条例等の規定及び地域の実情を考慮し、柔軟に検討していく。

以上

## 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

## 第2回庁内検討会 出席者名簿

所 属		備 考
政策企画局	調整部 技術政策担当課長	
都市整備局	総務部 企画担当課長	(代理)
	都市づくり政策部 都市政策担当課長 都市計画課長 土地利用計画課長 緑地景観課長	(代理)
	都市基盤部 都市基盤部長【座長】 物流調査担当課長 街路計画課長 外かく環状道路担当課長 街路計画調整担当課長	(代理)
	市街地整備部 企画課長	(代理)
	防災都市づくり課長	(代理)
	市街地建築部 建築企画課長	(欠席)
建設局	道路管理部 路政課長 保全課長 安全施設課長 調整担当課長	(代理)
	道路建設部 計画課長 事業化調整専門課長	
	公園緑地部 計画課長	
港湾局	港湾整備部 計画課長	(代理)